

第2回 鯨類捕獲調査に関する検討委員会議事概要

1. 日 時：平成23年5月17日(火)14:00～17:03
2. 場 所：農林水産省第二特別会議室
3. 出席者：（座 長）筒井農林水産副大臣
（委 員）秋道委員、阿南委員、櫻本委員、高成田委員、
谷川委員、野村委員、林委員
（水産庁）宮原水産庁次長（議事進行）、井上資源管理部長、
香川資源管理部審議官、花房資源管理部遠洋課長
4. 結果概要：議題の（2）意見聴取について非公開とすることを確認した後、議事の概要は以下のとおり。

議題（1）鯨類捕獲調査の現状について

（資源管理部花房遠洋課長から資料4、5に基づき説明。）

- 野村委員 進め方の提案ですけれども、皆さんもお聞きになりたいことがたくさんあると思うので、セクションに切ってやってはいかがでしょうか。
- 水産庁宮原次長 それでは、セクション毎に進めて、全部終わったところでまた全体的なご意見を伺うこととします。まず、資料4の3頁までをお願いします。
- 野村委員 まず1頁目で、北のミンククジラは、220頭の枠に対して捕獲が119頭と、何故こんなに少ないのか、その理由を教えてください。
それから、2頁目で、平成22年度は採集船1隻になっています。多目的船は目視とかシーシェパード対応で2隻ということだと理解していますが、捕獲割当頭数が同じにもかかわらず採集船をそれまでの2隻から1隻に減らした理由を確認したい。
- 資源管理部花房遠洋課長 まず1つ目の220頭のうち119頭しか捕獲していないというのは、海洋環境の変化なのか分かりませんが、なかなかミンククジ

ラが発見できず、沖合では100頭の枠のうち40頭ぐらいしか捕獲できませんでした。水温が高かったためにクジラの北上も早くなり、捕獲しきらないうちに調査期間が終了したというような状況であったと理解しております。また、天候も悪く、霧の発生や波が高いとクジラが発見できないというようなことも影響したと思われます。

それから、多目的船2隻というのは、シーシェパードの船が2隻というのであれば、それに対応するためには同じ数だけ船がないと対応できないためです。採集船を2隻から1隻にしたというのは、赤字が続いて正味財産が減っていく中で、出来るだけ調査を効率化して経費を縮減するためです。ただし、妨害がない時は多目的船も加わって2隻体制で採集することで、十分計画頭数を採集することが可能と想定しました。

○野村委員 ベストシナリオですべての条件が満たされれば捕獲出来るだろうが、もし妨害があれば無理ではないのか。採集船を2隻から1隻にするというのは、最初から計画頭数を捕獲することを諦めているようにも感じる。

○資源管理部花房遠洋課長 そういうことではなく、当然、科学調査として必要な850頭を採集するという計画は変わっておりません。

○国際課高屋専門官 これまでの捕獲実績と密度から見て、基本的には十分捕獲可能と考えております。むしろ、捕獲頭数を制限するのは母船のキャパシティであり、採集船2隻がフルに活動できる状態であれば十分計画頭数の捕獲は可能です。

○秋道委員 先走った話かもしれませんが、三陸はイルカの突き棒漁業が行われていますが、今年度の復興についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。補正予算など水産庁として今年度の見通しがあれば教えて下さい。

○資源管理部花房遠洋課長 基本的にイルカ漁業もそれ以外の沿岸漁業も復興という点では同じです。ほかの漁業に優先させてイルカ漁業だけを復興させるということにはならないと思います。水産庁としては、補正予算の執行の中で、地元の意向を踏まえて復興をお手伝いしたいと考えています。

○秋道委員 ただ、イルカ漁業は、アワビ、ワカメなどの沿岸漁業と違って、津軽海峡沖から北太平洋の沖合でやるわけですから、船が被災していなかったら操業はすぐできます。その辺は区別して考えないと。あまり全体を考え

すぎて、農水省ではどうか、国交省はどうか、そういうことではなくて、クジラはクジラとしてお考えいただきたい。

○資源管理部花房遠洋課長 北西太平洋の沿岸調査は、今年は鮎川ではできないので、釧路沖で実施しているところです。

○秋道委員 突き棒はどうですか。

○資源管理部国際課高屋専門官 イルカ突き棒漁業については、三陸の消費地、漁船ともどもかなり大きな被害を受けておりますので、操業の再開も遅れる可能性があります。

○櫻本委員 1、2頁目ですけれども、鯨類捕獲調査は2010年度の数値で、小型捕鯨のほうは2009年度の数値で作成されていますが、2010年というのは南極海の調査を途中で切り上げた非常に特殊な年ですから、3頁目の図を見ますと、南極海では2009年までは比較的捕獲していますので、むしろ2009年の数値で統一したほうが代表性があるのではないかなと思います。

○高成田委員 ちょっと細かいのですが、ツチクジラの66頭の枠は、網走や鮎川など地域ごとに個別割当みたいになっているんですか、それとも全体に与えられたものですか。

○資源管理部国際課高屋専門官 基本的には水産庁で総枠を定めまして、あとは、操業形態に合わせながら漁業者間で捕獲頭数を調整しているという状況でございます。捕獲頭数の上限の範囲内であれば、融通可能というふうに考えていただいて結構です。

○高成田委員 私の理解によれば、鮎川は3隻の小型捕鯨船を持っていて、そのうち1隻は船体を損傷しているけれども、あと2隻は大丈夫そうだとということで、昨日、1隻は海に戻ったはずですので、能力的に言えば少なくとも2隻は既に大丈夫で、あと1隻が直せば使えるという状態だと私は理解していますけれども、そのとおりですか。

○資源管理部国際課高屋専門官 はい。

○水産庁宮原次長 次のパートの捕獲調査の実施体制、副産物の販売、供給量まで、4頁から7頁までをお願いします。

○高成田委員 地域捕鯨推進協会は、4頁の絵でいうとどの場所に入りますか。

○資源管理部国際課高屋専門官 4頁は南極海調査を念頭に書いておりますの

で、こうなっておりますが、沿岸の調査の場合には調査実施主体である日本鯨類研究所の部分が地域捕鯨推進協会に置き換わりまして、その下の共同船舶のところは日本小型捕鯨協会の会員である各漁業者の皆様との用船契約ということになります。

○高成田委員 地域捕鯨推進協会について日本鯨類研究所のデータと同じ設立と常勤役員と職員を教えてください。

○資源管理部国際課高屋専門官 常勤役員はゼロです。職員は専従職員が1名です。設立は昨年1月です。

○高成田委員 共同船舶のところには鮎川捕鯨などが入るということですか。

○資源管理部国際課高屋専門官 そのとおりです。

○野村委員 5頁目の四角で囲ってある2つ目と3つ目の関係ですが、2つ目は放っておくと鯨肉の価格が高すぎることになるから政府で価格を抑えたいというニュアンスですね。3つ目は、私の理解では、そもそも調査コストを基に設定された鯨肉価格は今のニーズに比べて高すぎるので、もっと安くすれば、もう少し販売不振を回復する要素になるのではないかという理解でいいかどうか。

また、業務方法書の14条で、副産物を販売した取得金は調査の実施に関する経費に支出すると書いてありますが、その次の「ただし」以下の具体的な例があれば教えてください。

それから、7頁です。年間供給量、一番右のその他というのは鯨類捕獲調査以外の例えばツチクジラとかオキゴンドウとか、イルカも入れているのかもしれませんが、ミンククジラとかイワシクジラとツチクジラやゴンドウクジラでは需要も価格も違うと思いますので、こういう十把一絡げの供給量と在庫量を示して議論する意味があるのかどうか教えてください。

○資源管理部国際課高屋専門官 2番目のところは野村委員ご指摘のとおりでございまして、3番目の○によって生じる最大の理由というのは、従来、調査の目標頭数に合わせて価格を設定してきたという経緯がございまして、ですから、850頭とったときとイニシャルコストはほとんど変わりませんので、その状態で今年のように170頭しかとれない場合は、1頭当たりのコストは桁違いになります。一方で、近年の市場の状況から見て、そのままコストを

販売価格にはね返して、捕獲が4分の1になったら4倍というわけにはいかないということが最大の原因となっております。

○野村委員 だから、安くすればもう少し売れるということでしょう。

○資源管理部国際課高屋専門官 そのとおりです。

○資源管理部花房遠洋課長 業務方法書14条の「ただし」以下は、具体的には鯨類研究所の管理費や鯨類捕獲調査以外の活動費です。

それから、3つ目の供給量と在庫量についてですが、確かにクジラもイルカも十把一絡げというご指摘はそのとおりですけれども、公式の冷凍水産物統計の区分が全部入った数値しかないので、データの制約からこういう形でお示しました。

○水産庁宮原次長 データがあるか探してみます。

○阿南委員 4頁に実施体制がありますが、2頁のイルカ漁業（知事許可漁業）はどのように位置付けられているのでしょうか。

○資源管理部国際課高屋専門官 知事許可漁業で行っておりますイルカ漁業につきましては、完全な商業捕鯨の一種でございますので、それぞれの沿岸漁業者が都道府県知事の許可に基づきまして操業を行っております。

○阿南委員 わかりました。それからもう一点ですが、6頁、共同船舶が販売をしますけれども、公益用のところはお金をとって売られているのですか。

○資源管理部国際課高屋専門官 公益用については価格を通常より引き下げております。主な用途は給食用、それから、アレルギーが非常ににくいということがございまして、病院食用、それから、地域のお祭り等に使う啓発用ということで、市価よりも下げて販売しております。

○林委員 7頁の統計の表ですけれども、平成20年と21年に輸入が揚がっていますけれども、この輸入はどこからどういう肉を輸入されたのでしょうか。

○資源管理部花房遠洋課長 アイスランド、ノルウェイからで、アイスランドはナガスクジラ、ノルウェイはミンククジラです。

○高成田委員 先ほど市場を通す鯨肉、直接販売、その他が1：8：1の割合だというご説明がありましたけれども、この8割の部分はどういう経緯でこうなっているのか。一種の産直スタイルだと思いますけれども、実際の食品の流通ということであれば、市場を通すほうが透明性があるように思うので、

これにはどういう歴史的な経緯があるのでしょうか。

○資源管理部花房遠洋課長 一つには、環境保護団体が圧力をかけるというようなこともあって、なかなか市場が扱いづらくなっているというような原因もあります。それから、市場以外のところでは、加工業者や問屋なりが、大口で買う場合に値引きすることが出来るということになっておりまして、市場の扱いは細ってきて市場外の割合が大きくなってきております。

○谷川委員 確認ですけれども、先程、野村委員が質問された取得金の「ただし」以下の部分ですが、鯨研の人たちの給与はここから出ているのですか。

○資源管理部遠洋課中奥調査官 鯨研には、調査に直接かかわっておられる人以外にも、管理部門の事務の方とかもおられますので、そういう方の給料も含まれます。あと、鯨類捕獲調査以外に鯨研として啓蒙普及活動もやられたりしておりますので、捕鯨への理解を深めていただくための鯨研の活動費としても支出されております。

○谷川委員 そうすると、今回のようにクジラが170頭しか捕獲できず副産物も売れなければ、鯨研の人の給料は払えなくなるわけですか。

○資源管理部遠洋課中奥調査官 鯨研の収入からいきますと、先ほどの収支のところで見えていただきましたように、国の補助金・委託費を除けば副産物の販売収入以外の収入源がないんですね。財団法人でございますので、会費収入というのもございますので、基本的には、今、委員のおっしゃられたとおりです。ただ、職員の給料は払わないというわけにいかないもので、そこは非常に厳しいものがございますけれども、委員の危惧される場所はそこのおおいかと思います。

○谷川委員 もう一つ言えば、後ほど説明があるかもしれませんが、用船されている共同船舶のほうも調査の副産物である鯨肉がなければお金にならないんだから、共同船舶の社員の給料も払えない状況になっているということですか。すべて用船代も何もかもみんな、そういうふうと考えてよろしいでしょうか。

○資源管理部遠洋課中奥調査官 鯨研からは共同船舶に用船料という形で乗組員の方の給料や管理費も含めた形で支払われておりますけれども、副産物の販売による財源がなくなってくるということになればそういった事態も起こ

り得るかと思えます。

○谷川委員 そうすると、捕獲枠は935頭あるわけで、全部100%捕獲できないにしても、8割とか9割捕獲できればいいのですが、今年のように途中切り上げで170頭しか捕獲出来なかったときに、今言った鯨研の人の給料や共船の人の給料、用船代はここで穴があくわけですよ。これはどうするんですか。

○水産庁宮原次長 そこがこれからの問題なわけですね。

○谷川委員 それを考えないで、大臣は中止命令を出したのですね

○水産庁宮原次長 どういう形で穴埋めなり補てんなりをするのかというのは、この会議の議論も踏まえながら検討することになります。

○谷川委員 将来のことではなくて、とりあえず今年たった170頭で終わってしまったところの穴埋めもこの委員会の結果で決まるのですか。

○水産庁宮原次長 結果で決まるというよりもここでの議論を参考にさせていただいて、これからの補正予算なりがどうなるか分かりませんが、タイミングも見ながら対応していくということでございます。

○谷川委員 補正予算というのは何月になるのですか。

○水産庁宮原次長 国会の動きですから確たることは分かりませんが、昨日の新聞では8月の終わりごろというような情報もありました。

○秋道委員 先程の価格とニーズの話ですけれども、獲れない、高い、だからニーズがないというのは、いかにも受け身だと思うんですね。経済原理は正しいかもしれないけれども、もうちょっとビジョンをもって。例えば捕鯨モラトリアム以降捕鯨が撤退しましたよね。そういう業界への国としてのてこ入れというか、もっと鯨を食べましょうというキャンペーンでもいいのですけれども、もっと抜本的なことを考えたほうがいいのではないかと思います。僕はもっと売り込んでいいのではないかなという気がします。これはコメントです。質問ではございません。

その意味で、卸売業界、それから大手のフードチェーンがありますよね、8割を占めている量販店。また、地域によっても、釧路、函館、仙台、長崎、大阪、全部違うわけなので、その辺の細かい調査研究、あるいは、何かデータがございましたら、また別の機会でも結構でございますので、もう少しき

め細かく、販売促進に向けて取組んでいただきたいというのが意見です。

○水産庁宮原次長 次の次の回に販売業者関係の人もお呼びしたいと考えておりますので、そのときまでに何か資料を用意できればと思います。

○谷川委員 さっきの在庫の話になるんですけども、野村先生からツチやイルカも一緒に統計したらわけわからなくなるというご指摘がございましたが、もう一つ、私が聞いたところでは、南氷洋のミンクも在庫であるんだけど、実はクジラの肉もいろんな部位があって、白物と赤物に分けて、いわゆる皮の部分はすごくよく売れていて在庫がなく、赤身だけがこの頃あまり売れなくて残っているということです。

170頭でストップしてしまったということにこだわるわけではないんですが、ある程度の数をとってくれば、赤身は残るかもしれないけれども、白身の皮の部分がそれなりの価格で売れていけば、鯨研や共船の経費も出たのではないかなと、だから、鯨肉も鯨肉という大枠でぽんとしないで、売れ筋とかあるわけだし、価格の差もあるでしょうから、捕獲していれば白物の皮の部分でこれだけ売っていたのだというのを見たほうがいいかなと思います。

○野村委員 6頁の1:8:1のシェアですが、遠洋課長の説明だと市場取引は昔は多かったけれども、今は少なくなってきたという趣旨でおっしゃったのですが、これは初めからこういうシェアだったのではないですか。間違っていたら指摘してください。

私の理解では、そもそも鯨類捕獲調査の鯨肉販売というのは初めからコマースルートに乗せないという発想があって、それは乗せると価格が暴騰するからです。それでは本当に必要なところに回らないから、あえて市場を避けて、マーケットの需給関係にだけに委ねないような方策をとったと思っています。それがいいかどうかは別にして、市場側が扱いたくないというか、環境団体の妨害があるから少なくなったというよりも、初めから市場にはシェアが少なくなるように仕向けたと思っています。ならば、将来このシェアを変えるというのも一つのオプションかなと考えるような要素がありうるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいんですが。

○資源管理部花房遠洋課長 野村委員おっしゃるとおり、もともと供給量が少なかったのは事実です。最初は300頭くらいでした。そのときは確かに市場

に流すだけの分量もない、公平にやるためには市場以外がメインだった、市場も少しは回るといふ形だったと思いますけれども、今はかつてのように何県に何パーセントとか、どこに何パーセントみたいな割当はやっていません。

○野村委員 シェアは前から固定ではないのですか。

○資源管理部花房遠洋課長 シェア固定ではありません。

○野村委員 市場取引は減っているのですか？

○資源管理部花房遠洋課長 減っています。

○野村委員 それは市場がもう要らないと言っているのですか、もう鯨肉はいいと。

○資源管理部花房遠洋課長 いろんな人から聞いた話でして、どれが正しいかわかりませんが、鯨肉を扱っていた人がリタイアして、若い人や世代に担当が替わる中で鯨肉の扱い方を知らない、それから、扱う数量が少ないから、そこで一生懸命扱ったとしても、本人の業績評価の対象にならないということで、だんだん扱われなくなると聞いています。

それから、もう一つは、親会社のほうから、環境保護団体の圧力があり積極的に扱わないようにというようなこともあったと聞いています。

(筒井副大臣着席)

○筒井農林水産副大臣 本日は、忙しい時に委員の皆さんにご参加いただきまして、本当にありがとうございます。ほかの件で遅れてしまったことをお詫び申し上げます。

しかし、今日はこの鯨類捕獲調査の主催者である日本鯨類研究所の理事長と実際に捕鯨及び販売をする共同船舶の社長に来ていただいて色々な話をさせていただくので、まさにこのお二人から聞けば、鯨類捕獲調査の意義から、その実態から、販売に至るまですべて詳細にわかるという内容になるかと思えます。私たち農水省としても、この鯨類捕獲調査について、今年は切り上げをいたしました。これを継続して、商業捕鯨の再開に至るまで続けていきたい、こういう強い希望、要望を持っているところでございまして、それらに向かっていろんな内容を今日また明確にさせていただくことは大きな意義があるかと思えます。

引き続き、委員の皆さんのご協力、ご理解を心からお願い申し上げます。途中でございますので、ほんの一言のお礼を込めた挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

○阿南委員 7頁に在庫量があります。私は鯨類を食文化としている地域があることをよく知っています。ただ、そういうところでも、食文化と言っても今はそんなに普及は進んでいなくて、消費者のニーズという点では、クジラよりもほかのタンパク質でという傾向が強くなっていると思いますし、全国的にも消費者がクジラをどうしても食べたいという状況ではないと思いますので、この在庫量というのは当然のことだと思います。

そして今後も鯨肉を幾ら安くして普及したとしても、それほど消費は伸びないのではないかと思います。むしろ沿岸で行われる、先ほどの商業捕鯨ですが、ツチクジラや、ごくごく沿岸で行われているIWCが管轄していないところのクジラで十分賄えると思うのですね。ですから、わざわざ南氷洋まで出かけて行って、多大なお金をかけて、危険な思いをして、鯨類捕獲調査をやり続ける必要はないと思います。

○水産庁宮原次長 8頁の経営状況についてのご質問等がございましたらお願いいたします。

○高成田委員 これは、この後のお話を伺ってからにしてはどうでしょうか。

○水産庁宮原次長 では、最後の妨害活動と、妨害活動に対する対策の限界についてご質問ございましたらお伺いします。

○野村委員 2月18日に引上げを決定しなければならなくなったという話を遠洋課長のほうから伺いましたが、日新丸が見つかることでアウトだということだと思っただけですけども、シーシェパードが一度補給で現場を離れたと言われましたね。戻ってきてもまた見つかるだろうというお話でしたが、そんなものですか。一回いなくなったら、また追尾を振り切れるというふうなことはあり得ないのですか。

○資源管理部花房遠洋課長 今の最後のご質問でいいますと、それはあり得ます。一遍シーシェパード船が離れていなくなれば、船団は一生懸命離れていきますけれども、この2月18日の場合でいいますと、ボブ・バーカー号は日新丸のそばにずっと追尾していました。1隻対1隻、母船とボブ・バーカー

号だった上に、補給のために現場を離れていたもう1隻が加わると2対1になってしまう。そうするとより激しい妨害になるという意味です。

2月9日以降2月18日までの間、約10日間、追尾を振り切るために船団としてできる限りの工夫をやったんですけれども、ボブ・バーカー号のスピードのほうが日新丸より速いということもあって振り切れませんでした。ボブ・バーカー号は燃油タンクが大きいらしく、非常に長期間無補給航海が可能ということですからずっとついてきて、なかなか帰ってくれないという状況でございました。

○野村委員 多目的船の一つの役目というのは、囲みたいになってシーシェパードを引きつけて、それで日新丸を守るということですか。

○資源管理部花房遠洋課長 事前にシーシェパードの船と出会うことで母船にはシーシェパードの船がどこにいるかがわかるということです。

○高成田委員 北太平洋における妨害活動というのは最近どういうふうになっているのか。そして、沿岸についての妨害活動というのは、実際映像を撮ったというのがあるようですけれども、いわゆる妨害というようなことはどんな状況になっているのでしょうか。

○資源管理部国際課高屋専門官 和歌山県の太地町で特に激しく、外国人が道路で車の行く手を塞いで、しつこくつきまとって写真を撮るという形での妨害。それから、去年はイルカを置いておく網を切られるというような被害が生じております。

○高成田委員 これは両方ともイルカのほうですか。要するに鯨類捕獲調査ではないほうの話ですね。

○資源管理部国際課高屋専門官 鯨類捕獲調査のところは、現時点で、外国人が見に来ることはあっても、実力行使というような状態には至っておりません。

○高成田委員 北西太平洋はどうですか。

○資源管理部国際課高屋専門官 北西太平洋の沖合のほうも現時点ではございません。

○高成田委員 これは物理的に無理ということですか。

○資源管理部国際課高屋専門官 いや、そんなことはございません。シーシェ

パードのHP等では妨害活動をするというふうな話を書いてはおります。

○林委員 最後の10頁、11頁に関する法的な問題ですけれども、10頁の囲みの記事の海賊法の解釈ということで、日本の海賊法に対して政府の閣議決定は、シーシェパードの件は日本の海賊対処法の対象ではないということを決められたようですけれども、私はそれを知りませんでした、残念なことです。と言いますのは、11頁の法律の第2条の1項によりますと、暴行その他の方法を用いて、航行中の他の船舶を強取し又はほしいままにその運航を支配する行為と。シーシェパードのある種の行為は、スクリューに物を投げたりして航行をほしいままに支配するという行為にあたるのではないかという疑問を私はかねてから持っています。それから、国連海洋条約にいう海賊にもあてはまると。日本の海賊対処法にもあてはまると思っていたんですけれども、今日は、とりあえず閣議の決定がありますので、私の意見として、日本の海賊法にそういう解釈も成り立つのではないかという意見を述べさせていただきたいと思います。

それから、たとえ日本の法律が適用されなくても、海洋条約の101条の海賊の定義は依然としてもっと広く定義しています。これはあらゆるすべての不法な暴力行為ということで、日本のように細かい、いわば人質をとるような、あるいは、航行を支配するようなという、狭い行為だけに制限していないんですね。もっと広く不法な暴力をいうというふうにいつていますので、たとえ日本の法律が適用されなくても、外交ルートでもって海洋条約の101条を念頭に抗議をすることは、僕は依然として可能であると思っております。これは意見です。

○秋道委員 ハーグへの提訴が5月に出た豪州の政治的な背景というのは水産庁もご存じですよ。できたらもう一度復習の意味で。なぜ今ごろ労働党内閣はこれを出したのかということ、共通理解を持ちたいのですが。

○資源管理部花房遠洋課長 1年前ですが、あの時の選挙で当時の野党が、政権の人気とりで政権交代のための公約にこれを使ったから、政権をとったらこれをやらなければならなかったと、確かそういうことだったと記憶しています。

○秋道委員 マニフェストですよ。

- 資源管理部花房遠洋課長 去年は30頁ほどの、これから裁判をやります、訴えますという訴状を出しまして、それに基づいて日本とオーストラリアで、何カ月後に本訴の書類の手続を始めるかというのをまとめまして、そのときに決めたのが10カ月後にということになって、去年の7月頃にそれが決まったものですから、10カ月後の5月9日に豪が申述書を提出することになったということです。
- 櫻本委員 その資料5の2番目に「日本の捕鯨は国際的義務、特に国際捕鯨取締条約に反するものであると確信している」と書いてあるんですけども、これは捕鯨ですか、それとも鯨類捕獲調査ですか。どうして国際捕鯨取締条約に反するのか、もう少し情報があれば教えてください。
- 資源管理部花房遠洋課長 対外秘と言われているところは申し上げられないので困るんですけども、彼らは日本の鯨類捕獲調査は科学的な調査ではないということで、これは調査ではなくて捕鯨そのものだというのが彼らの主張です。
- 櫻本委員 そうすると、2番目は「捕鯨は」ではなくて「鯨類捕獲調査は」という意味ですね。
- 資源管理部花房遠洋課長 はい、そうですね
- 櫻本委員 そして、「条約に反する」というのは科学的ではないということですよ。科学的ではないという根拠は何か明確に書いてあるのですか。それともここに英語があるのですが、これだけの話ですか。
- 資源管理部花房遠洋課長 膨大な枚数の申述書が出ていまして、その中にはいろいろ書いてあると思います。
- 櫻本委員 科学的ではないという根拠も書いてあるわけですか。
- 資源管理部花房遠洋課長 我々もまだそれを全部読み切っていませんし、読んだとしても、内容については対外秘ということで、申しわけありません。
- 野村委員 オーストラリアはICJへの裁判官を指名したというので、日本も指名するんですね。
- 資源管理部花房遠洋課長 裁判官は15人で、その中に日本人はいますけれども、豪州人がいないので、バランスをとるために当事国から1人ずつということなんです。

○野村委員 例えば仲裁裁判みたいに3人の判事でやるとか、そういうのではないんですね。

○櫻本委員 一点だけ確認したいのですが、2004年までは440頭で、2005年から捕獲頭数がふえていますよね。先ほどの説明だと捕獲頭数が増えると必然的に価格も下がると考えてよろしいでしょうか。

○資源管理部国際課高屋専門官 そのとおりです。

○櫻本委員 それでは、1995年から440頭に増えていますけれども、それ以前と比べれば価格は下がっているはずですよ。2005年以降さらに下がっていると思うのですが、それに対する需給環境はどうなっているかというのを見るときに、ほかの経済指標と比較して見る必要があるのではないかと思うのです。つまり、2000年以降かなり不景気になっている影響もあるのではないかと思います。

○水産庁宮原次長 一般的な魚価の傾向とかですね。わかりました。そういうデータも検討してみます。

(5分間休憩)

議題(2) 意見聴取(非公開)

鯨類捕獲調査の実施主体である(財)日本鯨類研究所及び共同船舶(株)から鯨類捕獲調査の目的、成果、問題等に関して事実関係及び意見を聴取し、質疑応答を行った。

議題(3) 今後のスケジュールについて

○水産庁宮原次長 今回は6月1日で、モラトリアムが決まった頃のコミッショナーで、その後も捕鯨問題に造詣が深い米澤さんはじめ、横浜国立大学の松田教授、それから、全日海の高橋さんということで、意見陳述をいただきたいと思っております。

今後、4回目以降、どういう人を呼ぶかというリストが書いてございますが、さらにこの人を呼びたいということがございましたら、事務局のほうに言っていただければ、我々のほうで追加して皆様にお諮りしますので、決して我々のお仕着せのリストでやるということではございません。

それでは、今回はこのお三方でよろしいですね。(「はい」の声あり)

○水産庁宮原次長 では、そういうことでやらせていただきます。

○谷川委員 1回目にも聞いたのですが、この委員会のおおよその結論が出るかどうかは別にしても、いつまでやるのか、何回くらいやって、どうするのというのがあると思います。今日のお話ですと、予算にも絡みが出てくると思いますので、リミットがあると思うのですが。

○水産庁宮原次長 7月には、そこで最終的なものになるかどうかは別にして、一定の取りまとめをさせていただきたいと思っています。それは一つにまとまるのか、幾つかの考え方になるのか、これは今後の議論にお任せしたいと思います。

○谷川委員 これはIWCの前ですか、後ですか。

○水産庁宮原次長 後だと思います。

○水産庁宮原次長 よろしいですか。では、次回は6月1日によろしく願いいたします。

資料8の議事録は、事前に見ていただいておりますので、これでHPにアップさせていただくということによろしいですか。よろしいですね。では、これでアップさせていただきます。

それでは、今日は長時間大変ありがとうございました。

(以上)